岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第48号

都南の園使用料等条例の一部を改正する条例

都南の園使用料等条例(昭和32年岩手県条例第42号)の一部を次のように改正する。 改正後 改正前 (使用料等の額) (使用料等の額) 1 第2条 前条の規定による使用料及び手数料の額は、次に定めるとお第2条 前条の規定による使用料及び手数料の額は、次に定めるとお りとする。 りとする。 (1) 診療等に係る使用料及び手数料のうち健康保険法(大正11年 (1) 診療等に係る使用料及び手数料のうち健康保険法(大正11年 法律第70号)の規定により定められた療養に要する費用の額の算 法律第70号)及び老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定に基 定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に づく診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養の 関する基準(以下「算定方法等」という。) 又は老人保健法(昭 費用の額の算定に関する基準(以下「算定方法等」という。)に

和57年法律第80号)の規定により定められた医療に要する費用の 額及び老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に 関する基準(以下「算定基準」という。) に定めのあるものにつ いては、算定方法等又は算定基準により算定した額(消費税法(昭 和63年法律第108号) に規定する消費税及び地方税法 (昭和25年法 律第226号) 第2章第3節に規定する地方消費税が課されることと なるものにあっては、その額に消費税及び地方消費税の額に相当 する額(以下「消費税等相当額」という。)を加算した額の範囲

 $(2)\sim(4)$ [略]

内で知事が定める額)とする。

(使用料等の減免)

第4条 天災その他特別の事情により<u>第2条第1号</u>又は第2号に係る第4条 天災その他特別の事情により使用料又は手数料を納付するこ 使用料又は手数料を納付することが困難な場合で、特に知事におい て必要と認めた者については、

当該使用料又は手数料を減免するこ とができる。

2 (使用料等の徴収)

> 等」という。)、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29 条第1項の指定障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」 という。) 並びに身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17 条の10第1項の指定施設支援(以下「身体障害者指定施設支援」と いう。)については、この条例の定めるところにより使用料及び手 数料を徴収する。

 $(2)\sim(4)$ 「略]

(使用料等の減免)

とが困難な場合で、特に知事において必要と認めた者については、 使用料又は手数料を減免することができる。

定めのあるものについては、算定方法等により算定した額(消費

税法 (昭和63年法律第108号) に規定する消費税及び地方税法 (昭

和25年法律第226号)第2章第3節に規定する地方消費税が課され

ることとなるものにあっては、その額に消費税及び地方消費税の

額に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を加算した

額の範囲内で知事が定める額)とする。

(使用料等の徴収)

第1条 都南の園において行う診療及び診断書等の交付(以下「診療第1条 都南の園において行う診療及び診断書等の交付(以下「診療 等」という。)、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29 条第1項の指定障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」 という。)、同法附則第20条の規定により指定障害福祉サービスと みなされる同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉 法(昭和24年法律第283号)第17条の10第1項の指定施設支援(以 下「身体障害者指定旧法施設支援」という。) 並びに児童福祉法(昭 (使用料等の額)

第2条 前条の規定による使用料及び手数料の額は、次に定めるとお第2条 前条の規定による使用料及び手数料の額は、次に定めるとお りとする。

(1)・(2) [略]

- 支援法第5条第1項の障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福 祉サービスに通常要する費用(同法第29条第1項の特定費用(以 下「特定費用」という。)を除く。)につき、同法第29条第3項 の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該指定障害福祉サービスに要した費用 (特定費 用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービ スに要した費用の額)とする。
- (4) 身体障害者指定施設支援に係る使用料については、身体障害 者福祉法第17条の10第2項第1号に掲げる額とする。

和22年法律第164号) 第24条の2第1項の指定施設支援(以下「障 害児指定施設支援」という。) については、この条例の定めるとこ ろにより使用料及び手数料を徴収する。

(使用料等の額)

りとする。

(1) • (2) [略]

- (3) 指定障害福祉サービスに係る使用料については、障害者自立 (3) 指定障害福祉サービスに係る使用料については、障害者自立 支援法第5条第1項の障害福祉サービスの種類ごとに指定障害 福祉サービスに通常要する費用(同法第29条第1項の特定費用 (以下この号及び次号において「特定費用」という。)を除く。) につき、同法第29条第3項の規定により厚生労働大臣が定める基 準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サー ビスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当 該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額)とする。
 - (4) 身体障害者指定旧法施設支援に係る使用料については、身体 障害者指定旧法施設支援に通常要する費用(特定費用を除く。) につき、障害者自立支援法附則第21条第2項の規定により厚生労 働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該 身体障害者指定旧法施設支援に要した費用(特定費用を除く。) の額を超えるときは、当該現に身体障害者指定旧法施設支援に要 した費用の額)とする。
 - (5) 障害児指定施設支援に係る使用料については、児童福祉法第 7条第2項の障害児施設支援の種類ごとに障害児指定施設支援 に通常要する費用(同法第24条の2第1項の特定費用(以下この 号において「特定費用」という。)を除く。)につき、同法第24 条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算 定した費用の額(その額が現に当該障害児指定施設支援に要した 費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に障害児 指定施設支援に要した費用の額)とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の都南の園使用料等条例第4条の規定は、平成18年4月1日から適用する。